

# 令和元年度 富山県中小企業等外国出願支援事業 募集案内

公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という）は、知的財産を活用して外国への事業展開を計画している県内中小企業者等を支援するために、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金交付要綱（中小企業等外国出願支援事業）（平成 31 年 3 月 27 日付け 20190314 特第 1 号）。以下「実施要綱」という。）及び中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）（平成 31 年 4 月 1 日付け 201903014 特第 3 号）。以下「実施要領」という。）に基づき、県内中小企業者等の海外展開支援の一環として、中小企業者等が外国への事業展開等にあたり行う産業財産権に係る外国出願に要する経費の一部を助成する外国出願支援事業を実施します。

## 1. 事業概要

優れた技術や製品等を海外に展開するために、知的財産権を広く活用しようとする県内中小企業等が行う外国出願（特許、実用新案、意匠、商標（冒認対策商標を含む。以下同じ。））に必要な経費の一部を助成します。

## 2. 助成対象者

富山県内に主たる事業所を有する中小企業者、またはそれらの中小企業者で構成されるグループ。

申請にあたり、以下のすべての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 富山県内に主たる事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定された要件に該当する企業をいいます。）、またはそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループ構成員のうち、中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます）。

なお、「みなし大企業」は対象外となります。

[注意] 中小企業者には個人事業者を含む。

地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO 法人を含む。

※中小企業支援法第 2 条に規定する中小企業者

製造業、建設業、運輸業等	資本金 3 億円以下 または従業員 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下 または従業員 100 人以下
サービス業	資本金 5 千万円以下 または従業員 100 人以下
小売業	資本金 5 千万円以下 または従業員 50 人以下

- (2) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者、または自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には同等の書類を提出できる中小企業者等。

- (3) 本助成金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国

内出願の出願人名義が同一である中小企業者等

- (4) 国及び当機構が行う本事業実施後のフォローアップ調査に対し、積極的に協力する中小企業者等。
- (5) 暴力団関係企業、違法な行為または不正な行為を行った中小企業者、その他当機構が不適当と判断する中小企業者でないこと。

### 3. 助成対象となる外国出願

- (1) 外国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標出願が対象です。
- (2) 当事業への応募段階において、日本国特許庁へ既に特許出願等（PCT出願を含む。）を行っており、次のいずれかの方法より外国特許庁への出願が完了する見込みであることが条件となります。
  - ① パリ条約等に基づく、外国特許庁への出願
  - ② PCT国際出願における、各国への国内移行にかかる外国特許庁への出願
  - ③ ハーグ協定に基づく、外国特許庁への出願
  - ④ マドリッド協定協議書に基づく、外国特許庁への出願
- (3) 交付決定日以降、令和2年1月31日までに外国特許庁への出願、または指定国への国内移行に係る事務手続きが全て完了するものに限りします。

#### 【対象となる案件の具体例について】

##### [特許]

- ① 【通常出願】申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、優先権主張期間内（国内基礎出願から12ヵ月以内）の令和2年1月31日までに外国特許庁に対して行う出願
- ② 【PCT出願】申請前に受理官庁を日本国特許庁としてPCT国際出願を完了している案件で、採択後、優先権主張期間内（国内基礎出願から30ヵ月以内[欧州は31ヵ月以内]）の令和2年1月31日までに、外国特許庁に対して移行を行う案件
- ③ 【ダイレクトPCT出願】受理官庁を外国特許庁として、日本国を指定締約国に含みPCT国際出願を完了しており、採択後、移行期間内（PCT出願から30ヵ月以内[欧州は31ヵ月以内]）の令和2年1月31日までに、国内移行をする案件

##### [実用新案]

- ① 日本国特許庁に特許出願または実用新案登録出願を完了した案件で、採択後、優先権主張期間内（国内基礎出願から12ヵ月以内）の令和2年1月31日までに外国特許庁に実用新案出願を行う案件
  - ※ 実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許もしくは実用新案いずれの出願でも構いません。
- ② 受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、採択後、優先権主張期間内（国内基礎出願から30ヵ月以内[欧州は31ヵ月以内]）の令和2年1月31日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ③ 受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内

**移行も完了している案件で、採択後、令和2年1月31日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件**

[意匠]

- ① 日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和2年1月31日までに**優先権を主張して**外国特許庁に直接意匠出願を行う案件
- ② 日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和2年1月31日までに**優先権を主張して**ハーグ出願を行う案件

[商標（冒認対策商標含む）]

- ① 日本国特許庁に商標出願もしくは商標登録を完了している案件で、採択後、令和2年1月31日までに外国特許庁に直接商標出願を行う案件（出願予定国での先行調査等で問題が無ければ、出願にあたって優先権主張の有無は問いません。）
- ② 日本国特許庁に商標出願もしくは商標登録を完了している案件で、採択後、令和2年1月31日までにマドプロ出願を行う案件（本国官庁・日本国特許庁へ支払う経費は対象外となります）
- ③ マドプロ出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する案件

注：商標案件の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記または現地語等に翻訳している案件も対象となります（基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなします。）

■ 冒認対策商標について

昨今、日本の地名のみならず、地域ブランドや企業ブランド等が、海外で第三者によって抜け駆け出願されるといった冒認出願問題が深刻化しています。本事業では、「日本において既に出願または登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願」を冒認出願、その対策を目的とした外国への商標出願を「冒認対策商標」と定義付けしています。本事業では、通常の出願では外国での事業展開計画を求めますが、冒認対策商標では事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、冒認出願対策の意思の確認のみで可とします。

4. 助成対象期間

助成金交付決定日から令和2年1月31日までに実施し、支払いが完了する部分を助成対象とします。

5. 助成対象経費

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

#### ※助成対象外経費の例

対象外経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等</li><li>・ 一度外国特許庁に出願料を支払った後、追加的に外国特許庁に支払ったまたは支払う予定の費用（中間手続きに係る経費、審査請求費用、登録料、維持年金等）</li><li>・ P C T国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料）</li><li>・ 日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料</li></ul>
-------	--

#### 6. 助成率・助成限度額

助成率 助成対象経費の2分の1以内（千円未満端数は切り捨て）

助成額 案件ごとの上限額 特許出願 150万円

実用新案、意匠、または商標登録出願 60万円

冒認対策商標登録出願 30万円

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税を除きます。

※ 助成金額は、審査結果等により申請額を減額して交付決定することがあります。

#### 7. 選定基準

企業の選定にあたっては、以下の事項を中心に審査して決定します。

- (1) 企業の意欲
- (2) 知的財産の観点からの技術評価（特許権取得の可能性等）
- (3) 知的財産を活用した事業展開評価（市場への波及効果等）
- (4) 遂行能力（取組体制、資金力等）

#### 8. 審査について

審査は、事務局において申請書類審査の他、申請者によるプレゼンテーション（非公開）により実施します。なお、審査結果は郵送により通知します。

なお、審査経過や内容に関するお問い合わせには、一切お答えできません。

#### 9. 申請期間、申請方法等について

- (1) 申請受付期間：令和元年5月20日（月）～6月20日（木）

提出方法：申請書類等を当機構へ郵送、または持参してください。

持参の場合の受付時間：9時～17時（土日は除く）

- (2) 受付期限後の申請書類の追加修正はお受けできませんので、なるべく余裕を持って申請書を提出してください。なお、申請書類は返却しません。

- (3) 申請に際しては、申請書：様式第1-1（特許、実用新案、意匠及び商標）、冒認対策商標申請にあつては、様式第1-2を作成するとともに、別添1の書類等を添付し、1部提出してください。

- (4) 選任代理人に依頼する場合は、様式第1-1の別紙（特許、実用新案、意匠及び商標）、冒認対策商標は様式第1-2の別紙による協力承諾書が必要となります。
- (5) 貴社及び個人事業主に対する請求の立替金（現地代理人からの請求部分）がある場合は、様式第1-1の別紙第2による証明書が必要となります。冒認対策商標の場合は様式第1-2の別紙第2による証明書が必要となります。
- (6) 申請書類は、募集開始後に当機構のホームページ「<http://www.tonio.or.jp/josei/tokkyoshien/>」からダウンロードできます。

<申請書提出先／申請に関するお問い合わせ先>

機関名称：公益財団法人富山県新世紀産業機構

所在地：〒930-0866 富山市高田 529 番地 富山技術交流ビル 1階

部課名：イノベーション推進センター 連携促進課

E-mail：renkei@tonio.or.jp

連絡先：TEL 076-444-5606 FAX 076-433-4207

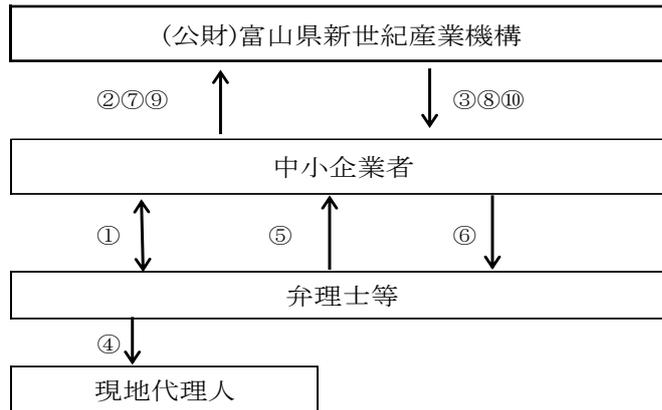
10. 主なスケジュール

令和元年 5月 20日	募集開始
6月 20日	受付締切
7月以降	採択企業の決定・通知
12月末頃までに	外国出願手続きの完了
令和2年 1月 31日	実績報告書の提出締切
3月中	採択企業への助成金額の確定及び支払い

11. 事業の流れについて

具体的な事業の流れは次のとおりです。

- ① 協力承諾書により中小企業者と弁理士等間で協力関係を構築
- ② 中小企業者から当機構へ助成金の交付を申請
- ③ 当機構が審査委員会で審査し、採択企業に対して交付決定  
<交付決定後、弁理士等が外国出願 → 出願完了確認>
- ④ 弁理士等が現地代理人からの請求書に基づき、外国出願経費を支払う
- ⑤ 弁理士等が中小企業者へ外国出願経費を請求
- ⑥ 中小企業者が請求書に基づき外国出願経費を弁理士等に支払う
- ⑦ 事業（すべての事務手続き）完了後、中小企業者が当機構へ実績報告書等を提供
- ⑧ 当機構が実績報告書等の検査を行い、中小企業者へ支払う助成金額を確定
- ⑨ 助成金額の確定通知を受け、中小企業者が当機構へ助成金請求書を提出
- ⑩ 当機構が助成金請求書に基づき助成金（外国出願経費の1/2以内）を支払う



## 12. 実績（出願完了）報告書等の提出について

- (1) 事業終了後、速やかに、実績報告書、出願の詳細がわかる書類の写し、経費の支出根拠となる書類の写しを提出していただきます。
- (2) 当機構は実績報告書および添付書類について、書類審査および必要に応じて現地調査を行います。その結果、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき助成金の額を確定し通知書をもって通知します。助成の対象外である特許出願等と認められた場合、事業の対象外経費が含まれていた場合、出願の詳細がわかる書類および経費の支出根拠となる書類に不備が認められた場合は、助成額の全額または一部が対象外となります。
- (3) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存していただきます。（国が実施する会計検査の対象となります。）

## 13. 留意事項

- (1) 本事業に係る他の行政機関（国、県、市町村、公益法人）からの補助金の交付を受けているまたは交付申請中の場合、本事業の助成の対象外とします。
- (2) 申請していただいた内容で審査を行い、採否を決定するので、原則として申請した計画（出願予定国、出願内容）は、採択後は変更できません、申請内容と外国出願内容が異なる場合は採択されても助成対象とならない場合があるのでご注意ください。  
なお、出願予定国の政情変更などにより、採択後、やむを得ず申請時の計画を変更する際には、あらかじめ当機構の承認が必要となります。
- (3) 助成が行われた外国特許出願等について外国特許庁からの査定があった場合は、速やかに査定状況に関する報告書を提出していただきます。また、やむを得ない事情を除き、出願を放棄することはできません。
- (4) 本事業完了後5年間は特許等の取得・活用状況等のフォローアップ調査にご協力いただきます。
- (5) 別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、必ず当該助成金の交付申請前に確認してください。申請書の提出をもってこれに同意したものとみなします。
- (6) 申請書などに含まれる個人情報適切に管理し、当該事業の選考、選考結果の通知

および連絡などに使用し、目的外利用はいたしません。

- (7) 特許庁の定めにより、採択された企業については、企業名、所在地及び交付の決定を受けた出願種別を公表させていただきます。

本事業による支援を得て海外へ出願を行った事例については、助成対象事業者の了解を得たうえで、中小企業者に情報提供させていただき中小企業者における外国出願支援策定等に役立てるものとしします。

- (8) 外国出願の手続き・制度説明等に関するご相談は、本事業の連携相談窓口として、以下の機関にご協力をいただいておりますので、ご活用ください。

機関名称：一般社団法人富山県発明協会 知財総合支援窓口
住 所：〒930-0866 富山市高田 527 番地 情報ビル 2 F
T E L：076-432-1119

	添付書類
法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記簿謄本の写し</li> <li>2. 会社の事業概要（注1）</li> <li>3. 役員等名簿（注2）</li> <li>4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等</li> <li>5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>8. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>10. その他補助事業者が定める事項</li> </ol>
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し</li> <li>2. 事業者の概要（注1）</li> <li>3. 役員等名簿（注2）</li> <li>4. 直近2年分の確定申告書の控え等</li> <li>5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>8. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>10. その他補助事業者が定める事項</li> </ol>
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定款</li> <li>2. 役員等名簿（注2）</li> <li>3. 組合員名簿</li> <li>4. 直近2年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの）</li> <li>5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>8. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>10. その他補助事業者が定める事項</li> </ol>

商 工 会 ・ 商 工 会 議 所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記簿謄本の写し</li> <li>2. 役員等名簿（注2）</li> <li>3. 直近2年間の決算関係書類の写し</li> <li>4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>7. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>9. その他補助事業者が定める事項</li> </ol>
N P O 法 人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記簿謄本の写し</li> <li>2. 役員等名簿（注2）</li> <li>3. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等</li> <li>4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>7. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>9. その他補助事業者が定める事項</li> </ol>

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2）「役員等名簿」については、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

（注4）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。

なお、PCT国際出願により得られる国際調査報告書（ISR）の写し、日本国特許庁が運営する商標データベース「TMview」の検索結果、日本貿易振興機構（JETRO）の中小企業商標先行登録調査の結果（無料）、国内出願が既に登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人または団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるときまたは法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

